

## はじめに

- 教育基本法第1条（教育の目的）及び同法第14条（政治教育）に基づき、これからの社会を担う子供たちに、平和で民主的な国家及び社会の形成に参画するために必要な資質・能力を育成するための取組を推進することが重要（こうした動きは諸外国、OECDの教育改革の方向性とも軌を一にする）
- 特に、平成27年の公職選挙法等の改正により選挙権年齢が満18歳に引き下げられ、令和4年度からは成年年齢が満18歳へと引き下げられることを踏まえ、新学習指導要領の下で、主権者教育の一層の充実を図ることが求められている

## I 主権者教育推進の背景、経緯

### ➤ 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（平成27年10月文部科学省初等中等教育局長通知）の発出

- 習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質・能力を生徒に育むことを一層期待
- 政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象を扱うことや、実践的な教育活動を積極的に行うことを明確化

### ➤ 高校生向け副教材と教師用指導資料の作成

- 文部科学省と総務省との連携により作成した政治や選挙等に関する副教材である「私たちが拓く日本の未来」ならびに教師向けの指導資料を平成27年度から配付し、その活用を通じた指導の充実を推進



### ➤ 「主権者教育の推進に関する検討チーム」（中間まとめ（平成28年3月）、最終まとめ（平成28年6月））

- 主権者教育の目的を「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること」と定義
- 学校教育のみならず、地域、家庭等における取組の推進方を整理

### ➤ 中央教育審議会における審議と学習指導要領の改訂

- 平成28年の中央教育審議会の答申（「幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」）では、①小学校・中学校からの体系的な主権者教育の充実、②関係する教科等間相互の連携の重要性を指摘
- 平成29・30年改訂の学習指導要領では、小学校、中学校における社会科等の充実、高等学校における「公共」の新設など、各学校段階において主権者教育の内容を充実

## 主権者教育推進会議における議論

### 1 各学校段階等における取組の充実

（初等中等教育段階、大学段階・教師の養成・研修）

### 2 家庭・地域における取組の充実

### 3 主権者教育の充実に向けたメディアリテラシーの育成

### 4 社会総がかりでの「国民運動」としての主権者教育推進の重要性

## Ⅱ 主権者教育の推進をめぐる課題と今後の推進方策

### 【現実の具体的な政治的事象を扱った授業の推進方策（初等中等教育段階）】

- 各学校や教育委員会に対し、平成27年通知や「私たちが拓く日本の未来（活用のための指導資料）」に示した考え方の周知や、その下での具体的な実践事例の収集、開発や横展開（小・中学校向けの取組も充実）
- 「学びの主体」である児童生徒自身への力量形成に向けた授業改善の推進に向けた国による副教材や教師用指導資料の作成、NPO・シンクタンク等と連携した取組の推進
- 現実の具体的な政治的事象を扱った授業の実施への家庭や地域の理解促進に向けた主権者教育の重要性についての家庭への周知

### 初等中等教育段階における取組

### 大学段階・教員の養成、研修における取組

#### モデル校での実践研究の推進 小・中学校向け副教材や教師用指導資料の作成

- ・ 小・中学校、高等学校での主権者教育の充実
- ・ 幼児期から高等学校段階までの学校段階等間の円滑な接続
- ・ 教科等横断的な視点に立ったカリキュラムの開発  
(学校生活の充実と向上に資する児童会活動、生徒会活動の取組含む)

#### 教師用の研修動画の配信と養成、研修での活用推進 大学の初年次教育等での好事例の収集と横展開

- ・ 大学における選挙啓発に向けた取組や、主権者としての意識の涵養に向けた好事例（初年次教育等）の収集と横展開
- ・ 国が開発した副教材、指導資料を用いた研修動画の配信と養成、研修の場での活用の推進

### 家庭、地域における取組の充実

### 主権者教育の充実に向けたメディアリテラシーの育成

#### 親子連れ投票の推進等普及啓発活動の実施、 家庭教育支援の充実、多様な主体の連携・協働の取組支援

- ・ 保護者への主権者教育の重要性に関する周知と学習機会の提供、親子参加型の行事の実施への支援などの取組の実施
- ・ 総務省等の機関・PTA団体、NPO等との連携による親子連れ投票の推進など主権者教育に関する普及啓発活動の実施
- ・ NPO・シンクタンク等の教育プログラムの学校、教育委員会での活用支援
- ・ 地域学校協働活動やコミュニティ・スクール、公民館等の社会教育施設における取組事例の収集と横展開

#### 効果的な指導方法の開発と学校、家庭におけるNIE教育の推進 NPO・シンクタンク等と連携した取組の推進

- ・ 多様なメディアの特性に応じて、適切かつ効果的に必要な情報を収集できるようにするための指導方法の開発
- ・ 情報の妥当性や信頼性を踏まえて公正に判断し自分なりの意見をもつことや自分たちが社会を作っていくという当事者意識を持てるようにするための指導方法の開発
- ・ NPO・シンクタンク等と連携を通じた教育プログラムの開発
- ・ 学校や家庭でのNIE推進の取組事例の収集と横展開

### 社会総がかりでの「国民運動」としての主権者教育推進の重要性

上記提言の実現には、行政府のみならず社会総がかりでの「国民運動」としての取組が重要

- ・ 各政党における子供・若者向けの政策発信（子供向け政策集の作成など）の取組推進を期待 など